

[事案 30-42] 新契約無効等請求

・平成 30 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

契約見直し時の募集人の説明内容の不備等を理由として、契約の無効と見直し前の契約内容への復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 10 月に、募集人から「今が解約返戻金のピークで、後々減っていく」、「保障内容も保険料もさほど変わらない」と契約見直しを勧められ、言われるままに、平成 9 年から継続していた定期保険の一部解約とともに終身保険を契約し、その後、定期保険を払済保険に変更するという契約内容変更手続きをしたが、以下等の理由により、終身保険の契約を無効とし、定期保険を変更前の内容に戻してほしい。

- (1) 実際の返戻金のピークは今ではなかった。
- (2) 保険料も年齢が上がって高い保険料率になっていた。
- (3) 支払う保険料は変わらないが、保障は変わって不利益な保険になっている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が誤った説明をしたことはなく、提案に際しては説明も十分にしている。
- (2) 契約見直しは、死亡保障期間を終身にしたいという申立人の要望に沿っており、ニーズを満たしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約見直し時の状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明や勧誘方法に不適切な点があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。